

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事の実施要領書などに関する質問への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所						内容	回答案
			頁	章	節	項				
1	実施要領書	提案上限額	2	2	5				実施要領書本文の記載がございましたが、請負金額の想定を行いたいため、設計業務・試掘工事・布設替工事において、貴町として想定している内訳金額をご教示いただけないでしょうか。	個別業務の内訳については、貴社にてご検討ください。
2	実施要領書	提案上限額	2	2	5				実施要領書本文の記載がありませんでしたが、提案額については、最低価格の設定はなく、低入札調査もないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
3	実施要領書	提案上限額	2	2	5				実施要領書本文の記載がありませんでしたが、事業実施段階での提案上限額を超えた場合は、どのように対応されるのでしょうか。	事業実施段階で提案上限額を超える場合、必要に応じて変更対応します。
4	実施要領書	業務範囲	4	2	10				対象路線の詳細はプロポーザル参加希望者に貸与する資料を参照すること。とありますが、公告時の「参考資料_基本設計成果品（抜粋）」以外も閲覧可能でしょうか。	既存の配管図や基本設計成果品等について希望があれば閲覧できます。その場合、実施要領書「4. 2 問い合わせ先・各種書類の提出先」まで事前にご連絡の上ご来庁ください。
5	実施要領書	第一次審査（書類審査）	11	4	7	(1)			①～⑥の内容が、P. 14 表6の提出書類、P. 16 表7の評価基準の文言と整合がとれていないように見受けられます。提案書は評価基準に準じて作成すべきでしょうか。	提案書については実施要領書「6. 2 審査方法・評価基準 表7」に記載している基準で評価します。
6	実施要領書	第二次審査（提案者ヒアリング・プレゼンテーション）	12	4	8	(1)	④		実施要領書本文に明確な記載がありませんでしたが、プレゼンテーションに用いるパワーポイント資料について、データの提出や印刷物の配布は必要でしょうか。	プレゼンテーションに用いる資料については、当日に必要な応じて貴社にて配布して下さい。なお、企業名が特定されるような表現はお控えいただくとともに、提案書類に記載の無い事項の説明は認めません。
7	実施要領書	第二次審査（提案者ヒアリング・プレゼンテーション）	12	4	8	(2)	①		提出書類についての著作権はプロポーザル参加者に帰属していることから、公表等についてはプロポーザル参加者に貴町より事前に協議していただけるとの認識でよろしいでしょうか。技術提案事項が競合他社に渡ると、今後の営業活動に支障をきたします。実施体制（応募者名）以外の技術提案事項は公開しないで頂きたいと考えております。	提出いただいた資料の公表予定はありませんが、その必要が生じた場合は事前に協議させていただきます。なお、ご提出いただく技術提案書の「副」には提案者を特定できるような企業名や製品名についての表記はご控えください。

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事の実施要領書などに関する質問への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所						内容	回答案
			頁	章	節	項				
8	実施要領書	プロポーザル応募時の提出書類	14	5			表5、6		提出書類の中には捺印を含む資料が含まれております。 提出するデータのファイル形式は、PDF（捺印した技術提案書のコピーデータ）でよろしいでしょうか。 このようにすることで、発注者が提出書類を印刷する際、意図せぬ変更のリスクを無くすことができると考えております。	参加資格審査に必要な提出書類や技術提案書を担当窓口へ提出する際、紙面にて印刷した必要部数に加え、その電子データも併せてご提出ください。なお、ファイル形式については、MS-Wordのほか、PDF形式による提出を認めます。
9	要求水準書	本事業の概要	2	2	1	(5)	④		設計業務の期間指定がありませんでしたが、設計業務の契約期間は事業期間中と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
10	要求水準書	本事業に関する要求水準	7	3	1	(3)	表3		表3の各種届出先には貴町から事前協議で道路使用等の許可は得ているのでしょうか。 事前にどこまで協議されているか、お聞きしたく考えております。	参考資料に示している内容については事前に道路管理者と協議を行っています。道路使用許可や掘削、占用等の申請については、契約締結後に行います。その他、関係機関への申請・協議等の必要があれば、適宜資料作成を行うなどの対応をして下さい。
11	要求水準書	本事業に関する要求水準	12	3	2	⑦			公共設計金額の算出（金入設計書の作成）については、工事監理業務の受注者が作成し、本事業の受注者が必要な資料（数量計算書等）を貴町へ提出とありましたが、本事業の受注者は単価などの金額を含まない設計書（金抜設計書）作成も不要という認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。工事監理業務の受注者が公共設計金額の算出（金入設計書の作成）に必要な数量計算書や総括表等を本町へ提出して下さい。
12	別添資料2 提出書類作成要領及び様式集								様式集の書類に関して、共同企業体の代表企業に対し、他の構成企業から委任する様式（委任状）をプロポーザル参加資格に関する提出書類に追加いただけないでしょうか。 このようにすることで、提出書類に関する共同企業体の代表者へ権限移譲が可能となり、プロポーザル参加者の書類作成時における負担軽減、捺印の簡素化が図れると考えております。	構成企業間の委任状の提出は、必ずしも必要ではありませんが、提出された場合は受理します。なお、様式については問いません。
13	別添資料2 提出書類作成要領及び様式集								提出書類作成要領に記載がありませんでしたが、応募時の提出書類は記憶媒体での提出が必要でしょうか。またその場合は、記憶媒体の種類の指定はありますでしょうか。	質問NO. 8の通りです。また、記憶媒体についてはCD-R又はDVD-Rでの提出とします。

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事の実施要領書などに関する質問への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所						内容	回答案
			頁	章	節	項				
14	別添資料2 提出書類作成 要領及び様式 集		2	1		(2)			「様式2-3～様式2-3-4に所定の表紙（様式2-2）をつけ…」とありますが、「様式2-2、様式2-3-1～様式2-3-4に所定の表紙（様式2-3）をつけ…」ということでしょうか。 様式2-2はプロポーザル参加資格者の構成であり、様式2-3は参加資格書類の表紙となっております。	表記の誤りです。 様式2-1及び2-2は正本1部提出してください。また、様式2-3-1～様式2-3-4に所定の表紙（様式2-3）をつけ1分冊とし、1部を提出して下さい。
15	別添資料2 提出書類作成 要領及び様式 集		3	1		(3)	表3		提案書はA4サイズの場合は両面印刷とありますが、20枚程度は、印刷枚数ではなく、表紙・目次を除いたページ数という解釈でよいでしょうか。	ご理解の通りです。
16	別添資料2 提出書類作成 要領及び様式 集		3	1		(3)	表3		提案書はwordファイル形式での提出とありますが、wordと同様に編集可能なPowerPointファイル形式での提出でもよろしいでしょうか。	質問NO. 8の通り、MS-WordまたはPDF形式により提出してください。
17	別添資料2 提出書類作成 要領及び様式 集		4	2		(1)			提案書の副本において、プロポーザル参加者は住所、会社名等は匿名とするとありましたが、協力企業は該当しないと考えてよろしいでしょうか。	協力企業を含めて、会社名等は匿名としてください。
18	別添資料2 提出書類作成 要領及び様式 集		4	2		(1)			提案書の副本において、プロポーザル参加者の過去実績情報は特定しない範囲で記載して問題ないという解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
19	別添資料2 提出書類作成 要領及び様式 集	様式2-3-2 代表企業の参加資格要件に関する書類	10						1. (1)にて、文末に「～『登録証』等の写しの写し」とありますが、写しで問題ないでしょうか。	ご理解の通りです。
20	別添資料2 提出書類作成 要領及び様式 集	様式2-3-4 管路DB実績調書	16						完工実績を複数保有している場合は、1件のみを記載するか、あるいは全てを記載するのでしょうか。	完工実績については代表的な1件のみ記載してください。

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事の実施要領書などに関する質問への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所						内容	回答案
			頁	章	節	項				
21	別添資料2 提出書類作成 要領及び様式 集	様式2-3-4 管路DB実績 調書	16						添付書類として（コリンズ・テクリスの登録内容確認書、業務契約書の写し、設計図書等建物の概要が分かるもの）と記載がありますが、3種類の書類は必ず必要でしょうか。コリンズ・テクリスの登録内容確認書のみでもよろしいでしょうか。	添付書類は記載の3種類すべて提出してください。
22	別添資料5 工事請負契約 書（案）	第38条2項							1行目にある第34条4項とは、第35条4項でしょうか。 誤記かと思いますが、第34条4項がありませんでした。	表記の誤りです。 第38条第2項については第35条第4項の規定によることとします。
23	別添資料5 工事請負契約 書（案）	第41条1項							1行目の第34条中「契約書記載の工事完成時期」とは、第35条のことでしょうか。 他にも、34条の4項がない点など、41条全体で、条文番号がずれていると思われる箇所が何点か見受けられます。	表記の誤りです。 第41条第1項については第35条第1項の規定によることとします。
24	別添資料5 工事請負契約 書（案）	第55条の 2、2項1号							8項又は9項とは、どの条文のことでしょうか。 独占禁止法では、7条の2には、8項又は9項はないように思われます。	表記の誤りです。 第55条の2、第2項第1号については第7条の3第2項及び第7条の3第3項の規定によることとします。
25									想定されている試掘箇所は何箇所でしょうか。 請負金額の想定を行いたく考えております。	貴社にてご検討ください。
26	実施要領書	本事業の概要	2	2	5				提案上限額の算出にあたり、標準歩掛、単価資料等の積算基準の適用年月は公告日という理解でよろしいでしょうか。 物価変動に対する考え方にも必要な為、ご教示お願い致します。	単価資料等の積算基準の適用年月についてはご理解の通りです。 ただし、物価変動に関する考え方については、請負契約締結時における設計書の適用年月日が基準となります。
27	実施要領書	本事業の概要	2	2	5				積算の参考にしたい、9.1 費用の構成 表11の「契約種別」ごとの上限額をご教授ください。 また、経費計算では、令和6年3月に国交省より通知がある「週休二日」の適用についてご教授ください。	契約種別ごとの上限額は設定していません。様式4-1及び4-2の通り、貴社にて価格と請負率をご検討ください。 なお、週休2日の経費補正については適用しません。

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事の実施要領書などに関する質問への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所						内容	回答案
			頁	章	節	項				
28	実施要領書	本事業の概要	4	2	10		表2		※3に「積算業務は、本町が別途契約する工事監理業務に含める」とあり、積算に係る作業（単価徴収・公的単価調査・代価作成等）は別途契約の工事監理業務範疇と認識してよろしいでしょうか。 この場合、積算根拠を知りたく、積算資料等の具体的内容をご教授ください。 ※要求水準書 別添資料1 P12⑦設計書作成支援 同様事項記載。	ご認識の通りです。積算資料等の具体的な内容は変更設計時における見積徴収や施工条件の明示等が考えられます。
29	実施要領書	本事業の概要	4	2	10		表2		※3に「関係機関への申請や実績報告書に必要な資料作成等を含む」とありますが、要求水準書 別添資料1 P14⑬留意事項 iii) その他の内容でよろしいでしょうか。 工事費関連は、別途契約であるため、範囲外と考えます。 必要な報告や資料について確認したく、ご教示お願い致します。	ご理解の通りです。また、工事費関連についてもご認識の通りです。 なお、実績報告に必要な資料については、補助対象に係る工事費及びそれに付随する図面、数量計算書、積算根拠等を想定しています。
30	実施要領書	プロポーザル応募の手続等	9	4	1		表3		公告資料、質問回答等で理解が不十分な点が想定される為、提案書作成段階において、発注者と応募者が対話する機会を設けて頂けませんでしょうか。	発注者と応募者が対話する機会は想定していません。
31	実施要領書	審査方法	17	6	2	3	①		判断基準に「平均的な提案内容である」と記載されていますが、どのようにして平均と評価とするのでしょうか。評価を明確に知りたい為、ご教示お願い致します。	評価基準の詳細については回答いたしかねます。
32	実施要領書	審査方法	17	6	2	(3)	①		判断基準に「要求水準は達成しているが、満足できない提案内容である」と記載されていますが、性能発注の場合、評価者の「満足」という基準は公平な評価でないと考えますが、いかがでしょうか。 どのような提案であれば「満足」という判断に到るか参考にしたい為、ご教示お願い致します。	評価基準の詳細については回答いたしかねます。

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事の実施要領書などに関する質問への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所						内容	回答案
			頁	章	節	項				
33	実施要領書	本町と受注者の責任分担	18	7	2		表9	(4) (6) (16)	リスクの負担者が受注者となっていますが、受注者でコントロールできるものではない為、このような事例の際には別途協議でご検討お願いできませんでしょうか。	(4)のリスクについては原則受注者の負担としますが、内容を踏まえ発注者が必要と判断した場合については協議します。 (6)、(16)については対応いたしかねます。
34	実施要領書	本町と受注者の責任分担	18	7	2		表9	(17)	「一定範囲内」とは、P. 21「9. 2 工事費の変更」(2)に1000分の15と記載がありますが、この数値という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
35	実施要領書	本町と受注者の責任分担	19	7	2		表9	(30) (31) (32)	いずれの事由か、どのような判断になりますでしょうか。判断材料がありましたら参考にしたい、ご教示お願い致します。	事由の個別具体的な例示・判断材料については回答いたしかねます。当該事由が発生した場合は内容を精査し都度判断します。
36	実施要領書	対価の支払い	21	9	1		※2)		設計施工に必要な要望される測量資料(データ)は、ご提供頂けるとの認識でよろしいでしょうか。(地形図座標・標高、仮BM、中心線、IP点、横断図等)	測量資料はございませんが、本町のGISデータ等については提供可能です。
37	実施要領書	対価の支払い	21	9	1		※2)		見積上限額内訳に測量調査費が見込まれている場合は、項目・数量をご教授ください。見込まれていない場合や必要に応じて行う測量調査は、変更の対象と認識してよろしいでしょうか。 要求水準書 別添資料1 P11 ⑤設計図作成の「・平面図は、測量による平面図～」と記載の為。	平面測量については本町が管理するGISデータの精度で対応可能と考えていますので、測量調査費は見込んでおりません。なお、特に必要と認められ、追加で平面測量を実施した場合は変更の対象といたします。
38	要求水準書	本事業に関する要求水準	7	3	1	3			これまでの各機関との事前協議・制約条件等の内容をご提示お願い致します。	質問NO. 10の通りです。
39	要求水準書	本事業に関する要求水準	8	3	2		第10項目		上から10つ目の「・工事に使用する材料は～」 「ダクタイル鋳鉄管(GX)については1種管」とありますが、指定でしょうか。 これは、継手部溝切加工を指定するとの認識でよろしいでしょうか？ また、路面荷重条件について道路管理者との協議により確認し、管厚計算等により、S種を利用することを妨げるものでしょうか。	ご理解の通りです。 本町ではP-L i n k及びS種管の使用は想定しておりません。

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事の実施要領書などに関する質問への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所						内容	回答案
			頁	章	節	項				
40	要求水準書	本事業に関する要求水準	9	3	3	(2)	①	ii)	設計業務について、出来高検査時及び完成検査時を示すものでしょうか？	質問が明瞭でないため、明確な回答は差し控えさせていただきますが、出来高検査時及び完成検査時において数量計算書や設計図面、積算根拠等の資料取りまとめ等は本業務の範囲に含まれます。
41	要求水準書	本事業に関する要求水準	11	3	3	(2)	④		ルート変更の可能性はありますでしょうか。	現時点では想定しておりません。
42	要求水準書	本事業に関する要求水準	12	3	3	(2)	⑦		工事監理業務の受注者が金入設計書を作成するスキームになっていますが、本業務において金入作成に要する期間についてどの程度想定されていますでしょうか。 工程管理の参考にしたい、ご教示お願い致します。	数量計算書や設計図面、積算根拠等の資料が提出されてから1ヶ月程度を想定しております。
43	要求水準書	本事業に関する要求水準	13	3	3	(2)	⑪	ix)	業務内容の確認をしたく、ここで示される見積書の内容をご教授ください。 積算に係る業務は、別途契約「工事監理業務」の範疇と考えます	設計業務において比較検討を実施しコスト評価に用いた根拠資料などを想定しております。 後段についてはご理解の通りです。
44	要求水準書	本事業に関する要求水準	19	3	3	(3)	⑲		会議の日程は指定される方針と理解していますが、調整は可能でしょうか。	ご理解の通りです。調整は可能です。
45	要求水準書	本事業に関する要求水準	21	4		(5)			発注者が行うモニタリングの費用は発注者が負担すると記載されています。 対象が明確ではないですが、毎月の定期モニタリング会議における統括責任者の日当や会議室費用が該当しますか。 受注者自らが実施する際の参考にしたい、ご教示お願い致します。	毎月の定期モニタリング会議における統括責任者の出席は統括管理業務に含まれているため、必要な経費については実施要領書「9. 1 費用の構成」に示す通り設計費及び工事費に含まれています。また、会議室は本町の会議室を使用するため特段の費用は発生しない想定です。
46	参考資料	対象路線の各種延長	1				表. 対象路線の概要		水道付属物（制水弁・空気弁・消火栓等）が、読み取れないため、仕様・数量をご教示ください。	本質問回答に併せて、明瞭化した参考資料を改めて公表するため、図面から適宜判断してください。
47	参考資料	基本的な考え方	2				第5項目		直接工事費の1／3程度を占める舗装復旧面積で積算額が大きく変わる為、復旧範囲の条件、若しくは舗装構成別の総面積をご教授ください。	条件については、参考資料「2. 基本的な考え方」第5項目に記載の通りです。

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事の実施要領書などに関する質問への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所						内容	回答案
			頁	章	節	項				
48	参考資料	基本的な考え方	2				第9項目		既設の植樹（根）の伐採・撤去を行い、アスファルトで復旧との認識で、見積上限額の内容に含まれているか、ご教示ください。 この場合、根などもすべて除根する方針でしょうか。	ご質問の内容については見積上限額に含まれています。なお、事前に道路管理者より、樹木及び植樹柵を撤去したうえで既設管を撤去するよう指示されていますので除根する方針です。
49	参考資料	基本設計図面							印刷時地形が読み取れないため、地形が読み取れる図面をご提供下さい。	質問NO. 46の通り本質問回答に併せて、明瞭化した参考資料を改めて公表します。
50	参考資料	基本設計図面					平面図(1)(2)		既設撤去管と縦断方向で重複し、吊防護、移設等の必要が発生しますが、事業者条件、移設費用等についてご教示ください。	試掘等の結果を踏まえ、必要に応じて変更対応とします。予定価格には吊防護や移設費用等は含まれていません。
51	参考資料	基本設計図面					掘削標準断面図		施工後の自然転圧による沈下が懸念されます為、安定処理復旧幅は、掘削幅として見積を行えばよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。なお、加熱安定処理工の復旧幅については、道路管理者の指示により変更となる場合があります。
52	参考資料								本事業の予定価格は基本設計における各種検討を基に設定したのでしょうか。 その場合、積算の参考にしたく、金額の積み上げ方法（数量及び単価の設定方法）をご教授ください。	予定価格については基本設計における各種検討を参考に設定しています。数量については貴社にてご検討ください。なお、単価の設定方法についてはご回答いたしかねます。
53	参考資料								弁渠・給水設置・消火栓の仕様、設置標準図ご提示・ご提供をお願いします。	設置標準図はありません。なお、仕様については要求水準書「3. 1 関係法令及び基準・仕様等」に示す各基準に準じてください。
54	参考資料								給水管更新土被り ご提示・ご提供をお願いします。	土被りについては、要求水準書「3. 1 関係法令及び基準・仕様等」に示す「播磨町給水装置工事指針」に準じてください。 なお、本指針は公表しておりませんが、希望があれば閲覧できます。その場合、「4. 2 問い合わせ先・各種書類の提出先」まで事前にご連絡の上ご来庁ください。
55	参考資料								通水検討の為、周辺の配管図（弁線類表記）の提供及び概ねの流向をご教示願います。	質問NO. 4の通りです。
56									内容について発注者と受注者が確認し、合意を取る必要があると考えます。 調印前に双方がリーガルチェックを行い、合意が図れない場合は、適宜加筆修正にてご検討お願いできませんでしょうか。	条項の趣旨を変更するような対応はいたしかねますが、軽微な表現方法等については必要に応じて対応いたします。

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事の実施要領書などに関する質問への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所						内容	回答案
			頁	章	節	項				
57	要求水準書	本事業に関する要求水準	9	3	3	(2)	①	iii)	家屋調査以外のその他の調査が発生した場合は、実施設計時に変更の対象として判断していただけますか。	本町が必要と認めた調査については変更の対象といたします。
58	参考資料	基本的な考え方	2						対象以外の管路に影響を及ぼす可能性があるため弁栓類の操作、水張り、洗管作業は播磨町で対応をお願いします。	弁栓類の操作、水張り、洗管作業は本町で対応いたします。
59	参考資料	基本的な考え方	2						県道及び町道の最小土被りは何cmでしょうか。	要求水準書「3. 2 共通」第6項目に示す通りです。
60	参考資料	基本的な考え方	2						発注の公平性の確保の観点から、本工事の交通誘導について、県からの条件、指示などがあれば教えてください。	交通誘導員の配置等については事前協議を実施していません。現地状況に合せて貴社にて判断してください。
61	参考資料	基本的な考え方	2						本工事の交通誘導員について、想定人員及び等級等が不明です。発注の公平性の確保の観点から、ご教示願います。	質問NO. 60の通りです。
62	参考資料	基本的な考え方	2						マップで見える限り施工が道路中央に布設しているように見受けられる為、片側通行、または通行止めの範囲等について、県からの条件、指示などがあれば教えてください。	質問NO. 60の通りです。
63	実施要領書	本事業の概要	4	2	10		表2		受注者が行う業務範囲の概要に「関係機関協議及び申請等」とあるが、各種申請については播磨町の協力が不可避のため是非お願いします。	申請にあたり本町の関与が必要な場合は、対応いたします。
64	要求水準書	本事業に関する要求水準	7	3	2	(3)	表3		各種届出等一覧で掘削・占用許可申請及び河川占用許可申請届出提出の際、播磨町の協力が不可避のため是非お願いします。	質問NO. 63の通りです。
65	実施要領書	審査方法	17	6	2	(3)	②		価格評価点の計算式に最低提案価格とありますが、表現がわかりにくい為、具体的にどのような考え、基準なのでしょう。	複数の提案があった場合において、もっとも安価な提案であったものが最低提案価格です。その最低提案価格を基準として応募者の提案価格を定量的に評価するものです。
66	実施要領書	本町と受注者の責任分担	18	7	2		表9	(10)(11)	(10) 本事業の実施そのものに対する地元合意形成と、(11) 受注者が行う業務（調査・工事に関する地元合意形成との違いが不明瞭です。具体的にどのような内容でしょうか。例示をお願いします。	(10)については、自治会等への事業説明等が考えられます。(11)については施工時における近隣住民との工事調整等が考えられます。

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事の実施要領書などに関する質問への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所						内容	回答案
			頁	章	節	項				
67	実施要領書	本町と受注者の責任分担	18	7	2		表9	(17)(18)	(17)と(18)で本事業に係るインフレ・デフレ(物価変動)に係る費用増減リスクとあり、それぞれに一定範囲内、一定範囲を超えた部分とありますが、線引きが不明瞭なため、具体的に例示ください。	質問NO. 34の通りです。
68	実施要領書	本町と受注者の責任分担	18	7	2		表9	(14)(19)	(14)と(19)で設計・建設における安全性の確保とありますが、該当するものがどのようなものか不明瞭なため、具体的に例示ください。	設計・建設において予想される標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード等のリスクについてはコストを含め受注者の分担となります。
69	実施要領書	本町と受注者の責任分担	18	7	2		表9	(24)	本町が実施した測量・調査に関するものとありますが、町が持っている本工事に係る出来高や台帳等の成果物も含まれますか。内容が不明瞭なため、具体的に例示ください。	ご理解の通りです。本町が保有する配管管理図や給水管理図等が考えられます。
70	実施要領書	本町と受注者の責任分担	18	7	2		表9	(28)(29)	(28)と(29)で土壤汚染・地下埋設物に関する用地リスクのなかで、それぞれに想定可能なものと不可能なものとの違いが不明瞭なため、具体的に例示ください。 また、この線引きも具体的にご教示ください。	例えば、掘削した結果、既存資料で想定・把握できない地下埋設物やコンクリート塊等が確認された場合の対応については本町のリスク分担と考えられます。
71	実施要領書	本町と受注者の責任分担	18	7	2		表9	(30)(31)	(30)と(31)での本町の事由及び予見は困難な事象と、受注者の事由の違いは具体的にどういったものを指すかの違いが不明瞭なため、具体的に例示ください。	例えば、本町の予算不成立や事業そのものに関する地元の反対運動等が考えられます。
72	実施要領書	本事業の概要	2	2	1				本事業は、基幹管路等を短期間で更新するものとあります。期間短縮を図るうえで布設替工事段階において効率的な施工が求められることから、特に対象路線の基幹管路φ400～350区間の水張、通水、洗管に係るおおよその日数などご教示いただけますでしょうか。	詳細については受注者の施工計画によりますが、おおむね1週間から10日程度を見込んでいます。
73									設計業務の契約期間について記載がありませんが、工事と同様に、設計業務についても各年度の出来高払いは可能でしょうか。	設計業務の契約期間については質問NO. 9の通りです。なお、実施要領書「2. 6 支払い条件」に記載の通り、設計業務及び試掘工事については、各々完成年度に一括して支払うものとしします。

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事の実施要領書などに関する質問への回答

No.	書類	タイトル	該当箇所						内容	回答案
			頁	章	節	項				
74	実施要領書	本事業の概要	2	2	6				設計業務について、支払いが工事完了後（契約から約3年後）になるとのことでありますが、「9. 2 工事費の変更」に記載のある物価変動差額請求の際には、調査設計費も同様の考えで相違ないでしょうか。	ご理解の通りです。変動後設計費は、請求があった日を基準とし、物価指数等に基づき本町と受注者との間で 協議の上、決定します。
75	実施要領書	本事業の概要	4	2	10		※3)		「公共設計金額を算出するための積算業務は工事監理業務に含む」とありますが、情報提供を求めた場合、工事監理業務受注者よりその提供は可能でしょうか。	本業務において積算方法に関する情報提供はいたしかねます。
76	実施要領書	審査方法	16	6	2	2	表7	追加提案	「テーマ→追加提案→評価の視点」にある「新技術を活用する提案」とは、国土交通省で運用している「NETIS」の新技術のことを指しているのでしょうか。	新技術についてはNETISに限らず、幅広く提案を受け付けます。
77	参考資料	基本的な考え方	2				第2項目		「基本的な考え方」において、「仮配水管は布設しない」と記載されておりますが、現場条件よりやむを得ない場合、設計・工事ともに契約変更の対象となりますか。	本町がやむを得ないと判断した場合、契約変更の対象といたします。
78									関係機関（河川管理者や道路管理者）との事前協議は、基本設計時に実施されておりますか。	道路管理者との協議については質問NO. 48の通りです。河川管理者との事前協議は行っておりません。
79	参考資料	基本的な考え方	2						【既植樹帯区間についても既設管路は全て撤去し】とありますが、県管理の植樹帯の下などに布設されている場合もあると思われます。その場合の植樹の復旧について、現段階においてどのように考えればよろしいでしょうか。また、撤去の方法、数量について、発注の公平性の確保の観点からご教示ください。	植樹の復旧については想定していません。参考資料「2. 基本的な考え方」第9項目の通り、既植樹帯区間の既設管路は全て撤去し、アスファルトにより復旧することを想定しています。
80	参考資料	基本的な考え方	2						舗装復旧に関して、県道部について県と協議している条件をご教示ください。	質問NO. 10の通りです。
81	参考資料	基本的な考え方	2						対象路線について各種弁栓類の維持管理上適正な位置をご提示ください。	受注者にてご検討ください。なお、質問NO. 46の通り明瞭化した図面は本回答に併せて公表いたします。
82	実施要領書	本事業の概要	2	2	5				提案上限価格の（1）設計業務 （2）試掘工事 （3）布設替工事の金額配分をご教示願えますでしょうか？	質問NO. 1の通りです。

播磨町西野添・北野添地区基幹管路等布設替工事の実施要領書などに関する質問への回答

N o .	書類	タイトル	該当箇所						内容	回答案
			頁	章	節	項				
83	実施要領書	本町と受注者の責任分担	18	7	1				【設計及び施工に関するリスクは、原則として受注者が負担する。ただし、受注者が負うことが適当でない部分については、本町がリスクを負う＞】とありますが、解釈に不明な点がございませう。発注者が考えているリスクを具体的にご教示ください。	実施要領書「7. 2 予想されるリスクと責任分担表 9」並びに、具体例については質問NO. 33～35、NO. 66～71等を参考に受注者にてご判断ください。